

名古屋市屋外分煙施設設置費用助成事業実施要綱

(通則)

第 1条 名古屋市屋外分煙施設設置費用助成金（以下「助成金」という。）の交付に関しては、名古屋市補助金等交付規則（平成17年名古屋市規則第 187号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第 2条 この要綱は、助成金を交付するための必要な事項を定め、屋外分煙施設の普及を図り、屋外の分煙対策を推進することにより、子どもの健やかな育ちを支援するとともに、市民の健康で快適な生活の維持向上を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 屋外分煙施設

施設の全部の場所を喫煙する場所とする屋外の分煙施設をいう。

(2) パーティション型

壁で囲まれ、かつ上方が開放された構造物をいう。

(3) コンテナ型

壁及び天井で囲まれ、屋外排気設備のある閉鎖系の構造物をいう。

(助成の対象)

第 4条 助成金の交付の対象となる事業は、屋外分煙施設の設置（喫煙場所としていたものを改修する場合を含む（助成金により設置したものを除く。）。以下同じ。）に係る事業（以下「屋外分煙施設設置費用助成事業」という。）とする。

2 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、名古屋市内の土地又は建物を所有若しくは使用する事業者又は団体（以下「事業者等」という。）であって、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者のうち、市長が別に定める方法により選定し、決定するものとする。ただし、国、独立行政法人及び地方公共団体を除く。

- (1) 法人税、市町村民税、固定資産税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第 2条第 2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者又は同条第 1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者であること。

3 助成金の交付の対象となる期間は、助成金の交付決定後から交付決定年度の 3月31日までとする。

（助成対象となる屋外分煙施設）

第 5条 助成対象となる屋外分煙施設は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 設置場所が名古屋市内であること。ただし、健康増進法（平成14年法律第 103号）第28条第 5号に定める第一種施設に該当する場所を除く。
- (2) パーティション型又はコンテナ型の屋外分煙施設は、それぞれ次に掲げる要件を満たすこと。

ア パーティション型

- (ア) 壁については、一定程度の高さ（ 2.5～ 3メートル程度）があること。
- (イ) 出入口には、煙の流出防止のためのクランクがあること（ 2回以上のクランクがあることが望ましい）。
- (ウ) 四方の壁の下部に給気用の隙間を設け、すべての個所で10センチメートル以下とすること。
- (エ) 施設に屋根を設置する場合は施設上方の一部とし、 4方向に開口部を設け、屋根は勾配をつけるとともに、主たる開口部は人通りの少ない場所に向けること。

イ コンテナ型

- (ア) 排気口が天井近くの高い位置にあり、ダクトの向きは人通りの少ない場所に向いていること。
 - (イ) 給気口（出入口と兼ねることも考えられる）は、排気口の反対側に設置されていること。
 - (ウ) 屋外排気設備は適正な能力を有するものとし、また、外壁等の下部にはガラリを設けることなどにより、施設内の給排気を適正に処理すること。
- (3) 名古屋市屋外分煙施設設置費用助成事業の手引きの「第 3 章 屋外分煙施設の設置例等について」を参考に、受動喫煙対策のための措置を講じること。
- (4) 屋外分煙施設が喫煙可能場所であること及び20歳未満の者が立入り禁止であることが分かる表示をすること。なお、表示は、外国人を含め、だれでもその内容が理解できるものとするよう十分留意すること。
- (5) 法令等で規定する基準を満たしたものであること。

（助成対象経費）

第 6 条 助成金の対象経費は、屋外分煙施設の設置に係る次に掲げる経費とし、屋外分煙施設の保守、修繕及び電気料金等に係る経費は除くものとする。なお、屋外分煙施設の設置について、別に国・愛知県等から助成金等の交付を受ける場合は、当該事業の助成金の額を助成対象経費から控除する。

- (1) パーティション、コンテナの購入、設置等に係る経費
- (2) 屋外分煙施設と併せて設置することが必要であると認められる、防犯カメラ等附属物の購入、設置等に係る経費
- (3) 屋外分煙施設の管理に必要であると認められる、灰皿、清掃中であることを示す看板等備品の購入経費

（助成額）

第 7 条 屋外分煙施設設置費用助成事業の助成金の額は、予算の範囲内において、前条に掲げる経費の10分の10とし、屋外分煙施設 1箇所につき 300万円を限度額とする。ただし、1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（申請）

第 8条 屋外分煙施設設置費用助成事業の助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、屋外分煙施設の設置に関する契約の締結前かつ工事の着工前に、名古屋市屋外分煙施設設置費用助成金交付申請書（第 1号様式。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第 2号様式）
- (2) 屋外分煙施設を設置する土地又は建物について、正当な所有者又は使用者であることを証する書面（登記事項証明書や賃貸借契約書等の写し）
- (3) 屋外分煙施設を設置する場所の周辺の地図
- (4) 屋外分煙施設の図面（案内図、配置図、平面図及び立面図）
- (5) 屋外分煙施設を設置する前の設置場所の遠景、近景等の写真
- (6) 屋外分煙施設の設置に係る見積書（2者）の写し（工事、備品等）
- (7) この要綱に基づく助成以外の助成金等の支援を受けている場合は、その内容及び内訳が分かる書類
- (8) 誓約書（第 2- 1号様式）
- (9) 納税証明書（前年の国税、県税、市税）
- (10) その他、市長が必要と認める書類
（交付の条件）

第 9条 規則第 6条第 2項の規定により助成金の交付の決定に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 助成事業を変更する場合（助成事業の内容に影響を及ぼさない軽微な変更の場合を除く。）若しくは中止する場合、又は申請した助成事業を廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 屋外分煙施設は、20歳未満の者を立入り禁止とすること。
- (3) 屋外分煙施設は、一般に開放し、無料で利用できるようにすること。
- (4) 市が屋外分煙施設として市公式ウェブサイト等で周知することに同意すること。
- (5) 市が行う受動喫煙対策事業や禁煙啓発事業等に協力すること。
- (6) 供用開始後、最低 5年間は継続して運営すること。
- (7) 清掃等を行い清潔な環境を保つとともに、利用方法を掲示して遵守させるようにする等望まない受動喫煙の防止のために適切な管理をすること。

- (8) 概ね週 5日以上かつ週40時間以上運営すること。
- (9) 公序良俗に反しないよう運営すること。
- (10) 設置した屋外分煙施設に対する苦情等については、自ら責任を持って対応すること。
- (11) 屋外分煙施設の設置について、設置場所に隣接する建物の居住者等に周知し、理解を得るように努めること。

(交付決定の通知)

第10条 市長は、第 8条の規定により交付の申請があったときは、その内容を審査し、当該助成金を交付すべきものと認めたときは、名古屋市屋外分煙施設設置費用助成金交付決定通知書（第 3号様式。以下「交付決定通知書」という。）を申請者に対し通知するものとする。

(実績報告)

第11条 申請者は、屋外分煙施設の設置工事完了後、速やかに、市に報告し施設等の工事完了検査を受けたのち、名古屋市屋外分煙施設設置費用助成金実績報告書（第 4号様式。以下「実績報告書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（第 5号様式）
- (2) 屋外分煙施設の図面
- (3) 屋外分煙施設の全景及び主要な部分の写真
- (4) 屋外分煙施設設置費用助成事業に係る施工業者からの請求書及び請求内訳、施工業者の領収書の写し
- (5) その他、市長が必要と認める書類

(確定の通知)

第12条 市長は、前条の実績報告書を受理したときは、報告の内容を審査するとともに、必要に応じて現地確認を行い、助成金の額を確定し、その旨を名古屋市屋外分煙施設設置費用助成金確定通知書（第 6号様式）により、申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第13条 助成金の交付を受けようとする者は、名古屋市屋外分煙施設設置費用助成金請求書（第 7号様式）を市長に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第14条 規則第 8条第 1項の規定による申請の取下げは、申請者が、その旨を記載した書面を市長に提出して行うものとする。

2 規則第 8条第 1項に規定する期日は、申請者が、第10条の規定による通知を受けた日から15日を経過した日とする。

(事業の変更又は中止)

第15条 助成金が交付決定された者（以下「交付決定者」という。）は、第 9条第 1号の変更又は中止の承認を受けようとするときは、速やかに、名古屋市屋外分煙施設設置費用助成事業変更・中止・廃止申請書（第 8号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（第 2号様式）。ただし、中止する場合は除く。

(2) その他、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の提出書類を審査の上、名古屋市屋外分煙施設設置費用助成事業変更・中止・廃止承認通知書（第 9号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

(事業の廃止)

第16条 交付決定者は、第 9条第 1号の廃止の承認を受けようとするときは、速やかに、名古屋市屋外分煙施設設置費用助成事業変更・中止・廃止申請書（第 8号様式）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の提出書類を審査の上、名古屋市屋外分煙施設設置費用助成事業変更・中止・廃止承認通知書（第 9号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

3 交付決定者は、前項の通知を受けて事業廃止完了したのち、速やかに、名古屋市屋外分煙施設設置費用助成事業廃止報告書（第10号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 廃止後の現況写真

(2) その他、市長が必要と認める書類

(実施報告等)

第17条 助成事業を実施する事業者等は、屋外分煙施設を設置した翌年度から事業を廃止するまで毎年度、名古屋市屋外分煙施設設置費用助成事業実施状況等報告書（第11号様式。以下「実施状況等報告書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 助成事業を実施する事業者等は、屋外分煙施設の供用開始後、第11条第 1 号の事業報告書のうち屋外分煙施設の区分及び土地所有形態内容を変更する場合、前項の実施状況等報告書を市長に提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

第18条 規則第23条ただし書きに規定する期間は、5年とする。

2 交付決定者は、助成事業に係る屋外分煙施設を、市長の承認を受けずに交付金の目的に反する使用、譲渡等（以下「財産処分」という。）をしてはならない。ただし、前項に定められた期間を経過した場合は、この限りでない。

3 前項に係る手続きについては、承認要領に定める。

(検査等)

第19条 市長は助成金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、助成金交付者に対し、助成事業に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2年 9月 1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2年12月 1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づいて提出されている申請書等は、この要綱による改正後の各要綱（以下「新要綱」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、令和 3年 9月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5年 9月 1日から施行する。